

企業を守る!人事労務体制の整備や社内教育の徹底を図りましょう!

最新の労働法改正への対応と 労使トラブル防止のための実務

～問題社員の実務対応・会社と従業員を守るための方法～

令和7年度、最新の労働法の
改正点が理解できる

社内体制をどう整備したら
良いか理解できる

法改正で環境が変わる中で、時代に
即した就業規則や労働契約書等の
作成ポイントがしっかりとわかる！

講座内容

- 令和7年度の労働法改正と注意点
- 育児・介護休業法と企業が打つべき施策
- 労使トラブルを防止するための実務対応方法
 - ・問題社員を見抜くための採用面接のコツ～質問のポイント～
 - ・問題社員に対する指導法
 - ・懲戒処分の仕方と就業規則の記載方法
 - ・退職させたい社員が出てしまった場合の対処法
 - ・指導書の出し方、実例 等

※問題社員・・・無断欠勤を繰り返し行っている社員、ハラスメントを行っている社員、業務命令に従わない社員等

働き方改革関連の法改正が進み、令和7年度も労働法関係の改正事項があります。このような労使関係の変化する中で、企業も社内体制を見直すなど環境を整備する必要性があります。そこで本講座では、労働法改正のポイントと対応方法を学んでいただき、またそれに付随し増加傾向にある労使トラブル防止のための実務をわかりやすく解説いたします。

ご参加をお待ちしております。

**10月29日水 14:00
～16:00**

会場 タスパークホテル長井 アゼリア
(長井市館町北6-27)

受講料
無料
会員・非会員
問わず

定員 20名 (先着順)
対象者 中小・小規模事業者

お申し込み方法
下記申込欄に必要事項をご記入いただき、
FAXもしくはQRコードからお申込みください。

〈主催〉長井商工会議所
TEL : 0238-84-5394



講師

せきもと まこと

関本 誠氏

ブレイン総合社会保険労務士事務所 代表
社会保険労務士



民間企業3社にて、約9年の人事労務部門での職務(労務管理・採用・研修等)を経験した後、平成20年に社会保険労務士事務所を設立し、起業する。起業後は、各企業での労使間のコミュニケーション不足を起因とする労務諸問題の解決に従事する。なかでも「ハラスメント問題」については早期から積極的に取組み、様々な解決策を提起する。コロナ前の「空前の人手不足」と言われる時代に直面し、求人広告に多くの費用を投じる手法にあえて逆行し、コストを掛けず「ハローワーク求人だけで34人の応募」を実現する等、多くの企業から好評を博している。

10/29(水)開催 『最新の労働法改正への対応と労使トラブル防止のための実務』 受講申込書

長井商工会議所 行 ▶ FAX : 0238-88-3778

(申込日 : 2025年 月 日)

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名	(複数のご参加可能)		

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。